

公立大学法人富山県立大学予算事務取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 28 年 4 月 1 日改訂

(目的等)

第 1 条 この要領は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）における予算の編成、執行等に係る手続について定めることにより、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2 予算の手続その他必要な事項については、法令及び法人の会計規程等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において「年度計画予算」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 27 条第 1 項に規定する年度計画を達成するために措置される予算をいう。

(収入予算の確保)

第 3 条 予算責任者は、年度計画予算に基づき収入の確保に努めなければならない。

(予算の執行)

第 4 条 予算責任者は、別に定める予算区分表（以下「区分表」という。）に定める予算科目により予算を管理又は執行する。

2 寄附金、受託研究費等の収入（以下「外部資金予算」という。）を財源とする事業は、入金の確認がなければ執行することはできない。ただし、予算責任者が特に必要と認める場合は、この限りではない。

3 予算責任者は、年度計画予算を超えて予算を執行してはならない。ただし、外部資金予算に係る執行については、この限りではない。

(予算の流用)

第 5 条 理事長は、年度計画予算の範囲内で、予算を変更して執行する必要があると認めるときは、他の予算科目から流用して執行することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設整備補助金、目的積立金、寄附金、受託研究費等の外部資金を財源とする予算については他の予算を流用し、又は他の予算に流用することはできない。
- 3 予算責任者は、配分された予算の総額の範囲内において、別に定める支出予算科目の区分1を超えて執行する必要があるときは、流用のための予算振替書を理事長に提出しなければならない
- 4 理事長は、前項に規定する流用の申請に対して審査を行い、流用が認められる場合には、その旨を予算責任者に通知し、予算責任者はこれに基づき予算配分額の振替を行わなければならない。
- 5 予算責任者は、予算執行上必要があるときは、区分2以下の予算について流用することができる。
- 6 予算責任者から予算の配分を受けた者が区分3及び区分4の予算間の流用の必要があるときは、予算流用協議書により、予算責任者に協議しなければならない。

(予算執行状況報告)

第6条 予算責任者は、予算執行状況を理事長に適宜報告しなければならない。

(予算執行に関する資料の提出等)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、予算責任者に予算執行に関する資料の提出を求め、又は指示することができる。

(年度計画予算の補正)

第8条 予算責任者は、年度計画予算を補正する必要があると認めるときは、補正予算見積書を作成し、理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、年度計画予算を補正する必要があると認めるときは、あらかじめ経営審議会の審議を経た上、理事会の議を経なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長は、学納金等の法人独自収入の増加によるとき及び緊急かつやむをえない理由により経営審議会における審議をするいとまがないと認めるときは、経営審議会の審議を経ることなく年度計画予算を補正することができる。

4 前項の規定により年度計画予算の補正を決定したときは、理事長は、速やかに、補正内容を経営審議会に報告しなければならない。

(予算の繰越し)

第9条 予算責任者は、年度計画予算のうち翌年度に執行を繰越す必要があると認めるものがあるときは、繰越予定予算額を理事長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。